

〈後期計画〉  
概要版

第3次

草津市  
男女共同参画  
推進計画



男女がともに  
喜びと責任を分かち合う  
協働のまち 草津

平成28(2016)年3月

滋賀県  
草津市

## 計画策定の趣旨

「草津市男女共同参画推進条例」に基づき平成22（2010）年3月に策定した「第3次草津市男女共同参画推進計画」のこれまでの取り組みを踏まえ、国・県の動向や社会情勢の変化に対応し、より効果的に施策を展開するため、中間見直しによる後期計画を策定しました。

## 計画の位置づけ

- ・「男女共同参画社会基本法」に基づく市町村男女共同参画計画です。
- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に規定する市町村基本計画として位置づけます。
- ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する市町村推進計画として位置づけます。
- ・「第5次草津市総合計画」における分野別計画であり、他の関連計画との整合を図っています。

## 計画の期間

「第3次草津市男女共同参画推進計画」の後半5年間の平成28（2016）年度から平成32（2020）年度までを後期計画の期間とします。



この計画は、男女がお互いの人権性別にかかわらず、それぞれの個性に対等に参画できる男女共同参画社会推進条例」の8つの基本理念に基づき、

市民

## 計画の基本理念

# 男女がともに分かち合う

男女共同参画社会の実現にの団体、教育にかかわる人が協した個人として生き生きと暮らせる推進します。

事業者

各種の  
団体



⑤つの主体の協働を

を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、  
と能力を十分に発揮し、あらゆる分野  
の実現をめざし、「草津市男女共同参画  
総合的かつ計画的に推進します。



市

# 喜びと責任を 協働のまち

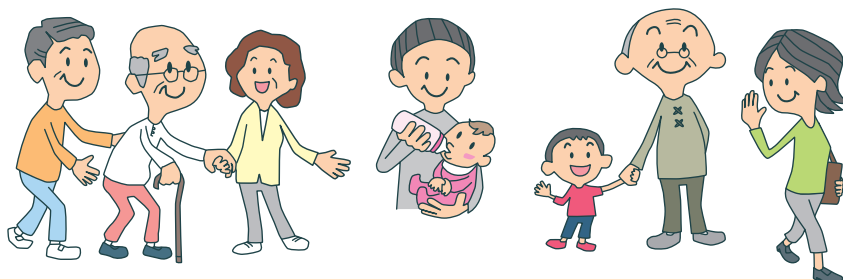
# 草津

向け、市、市民、事業者、各種  
働して、市民一人ひとりが自立し  
まち草津をめざして、本計画を



教育に  
かかわる  
人

## 軸にした計画の推進



## 計 画 の 目 標

- 1 男女共同参画の意識づくり
- 2 男女がともに自立して  
生きるための条件づくり
- 3 男女がともに生涯にわたって  
豊かに暮らすための健康づくり
- 4 男女がともに社会のあらゆる  
分野に参画できる環境づくり

### 「草津市男女共同参画推進条例」の 8つの基本理念

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会の制度や慣行の見直し
- ③ 方針立案や決定への参画機会の確保
- ④ 家庭生活と社会生活の両立
- ⑤ 家族の構成の多様性の尊重
- ⑥ 生涯にわたる健康な生活の営み
- ⑦ セクハラ<sup>※1</sup>とDV<sup>※2</sup>の根絶
- ⑧ 国際社会の取り組みとの同調

#### ※1【セクハラ(セクシュアル・ハラスメント)】

性的な言動により相手に不快感を与え、相手の生活環境を害し、またはその相手に不利益を与える行為をいう。

#### ※2【DV(ドメスティック・バイオレンス)】

夫婦、恋人などの親密な関係にある人またはあった人からの身体的、心理的、性的または経済的な苦痛を与える暴力的な行為、その他心身に有害な影響を及ぼす発言または行動をいう。

# 1 男女共同参画の意識づくり

## 【基本課題】

- ① 男女共同参画についての意識啓発
- ② メディアにおける人権の尊重
- ③ 教育における男女共同参画の推進
- ④ 家族の構成の多様性の尊重



## 《みんなの取り組み》

### 市民の取り組み

- 男女共同参画について学習する場に積極的に参加します。
- 「男性だから」「女性だから」といった考えで自分の活動を制限したり、他人に固定的な性別役割分担を押し付けたりすることがないようにします。
- テレビや雑誌などに、性別役割を固定化した表現や、女性に対する差別的な表現がないか確認します。
- 性別ではなく、個人の個性を尊重した子育てをします。
- さまざまな家族の形態があることを理解します。

### 事業者の取り組み

- 講演会・学習会などに積極的に参加し、男女共同参画について学びます。
- 男女共同参画に関するパンフレットやポスターを利用し、意識の浸透を図ります。

### 各種の団体の取り組み

- 男女共同参画についての学習会を開催し、意識の浸透を図ります。
- 機関紙に性別役割を固定化した表現や、女性に対する差別的な表現がないか見直します。
- 団体の活動に性別役割を固定化した慣習がないか考えます。

### 教育にかかわる人の取り組み

- 子どもの男女平等意識や自立心などを育てます。
- 教育、保育の場における性別による不平等を是正します。
- 教職員、保育士など、子どもたちの教育、保育にかかわる人は、自身がジェンダー※3について正しく理解します。

## 市の取り組み

【基本方針】

### (1) 意識啓発の推進

【施策】

1. 広報・ホームページ等を通じた啓発
2. 講演会や講座等の開催による学習機会の提供
3. 男女共同参画に関する情報の収集・提供
4. 男女共同参画の視点による表現媒体の点検

### (2) 教育の充実

5. 人権教育の充実
6. 性の多様性を踏まえた学校教育環境の点検・改善
7. 教職員研修の充実

## 数値目標

項目	期首値 (H20年度)	現状 (H26年度)	目標値 (H31年度)
草津市男女共同参画推進条例の浸透	—	43.0%	50.0%
「男は仕事、女は家庭」と考える市民の割合	41.2%	41.9%	25.0%
「男女共同参画社会づくり副読本」の活用率	63.2%	94.7%	100.0%

### ※3 【ジェンダー】

社会的・文化的に形成された性別のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス)がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「ジェンダー」という。「ジェンダー」は、それ自体に良い悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

## 2 男女がともに自立して生きるための条件づくり

### 【基本課題】

- ① ワーク・ライフ・バランス※4 に向けた総合的支援
- ② 仕事と生活の両立のための雇用環境の整備
- ③ 家庭生活における男女共同参画の促進
- ④ 各世帯の状況に応じた支援の充実
- ⑤ DV対策の推進



### 《みんなの取り組み》

#### 市民の取り組み

- 家庭で家事や育児の役割分担などについて話し合う機会を持ちます。
- 将来のライフステージを踏まえ、働き方や職場環境を考えます。
- 家事・育児や介護などに、男女がともに取り組みます。
- DVなどの人権侵害をなくします。



#### 事業者の取り組み

- 女性の職域拡大のため、募集、採用、昇進、給与などに性別を理由とした格差をなくします。
- 誰もが個性と能力を発揮できるよう仕事の機会均等を図ります。
- ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、柔軟な勤務形態の導入や労働環境の見直しに取り組みます。
- 妊娠・出産を理由とした不当な扱いや嫌がらせのない職場づくりに努めます。

#### 各種の団体の取り組み

- 周困の子どもや高齢者、障害のある人やひとり親家庭など、地域の中で支援が必要な人を見守り、できる範囲で支援します。
- 活動の中で個人の能力を発揮できる仕組みについて検討します。
- DVなどの人権侵害防止について広報・啓発に取り組みます。

#### 教育にかかわる人の取り組み

- 性別によって生徒の進路を決めることがないよう、個人の考えや個性を尊重した進路指導をします。

### 市の取り組み

#### 【基本方針】

#### (3) ワーク・ライフ・バランスの推進

#### (4) DV対策の強化

#### 【施策】

8. 事業者のワーク・ライフ・バランス推進の奨励
9. 子育て支援の充実
10. ひとり親家庭への支援
11. 高齢・障害福祉サービス等の充実

12. DVの防止に向けた啓発の充実
13. 相談体制の充実
14. 被害者の安全確保と自立支援の充実
15. 関係機関との連携強化

### 数値目標

項目	期首値 (H20年度)	現状 (H26年度)	目標値 (H31年度)
30～34歳(子育て世代)における女性の労働力率	58.0%	61.0%	65.0%
ワーク・ライフ・バランス推進企業に登録している市内事業所の割合	4.0%(12社)	4.3%(13社)	10.0%(30社)
待機児童数	45人	91人	0人
「配偶者暴力相談支援センター」を知っている人の割合	16.6%	17.6%	60.0%

※4【ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)】

老若男女誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

# 3 男女がともに生涯にわたって豊かに暮らすための健康づくり

## 【基本課題】

- ① 生涯を通じた健康づくり支援
- ② 性の尊重についての意識の浸透
- ③ セクハラ対策の推進



## 《みんなの取り組み》

### 市民の取り組み

- 健康管理に関心を持ち、生き生きと充実した生活を送ります。
- 地域や町の行事に参加し、さまざまな人とコミュニケーションをとります。
- お互いの身体的特徴を理解し、お互いを大切にします。
- 妊娠・出産については女性の意思を尊重します。
- セクハラをなくします。

### 事業者の取り組み

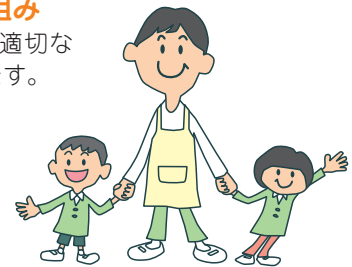
- 従業員などの健康管理のため健診や啓発を充実させます。
- セクハラのない職場づくりに努めます。

### 各種の団体の取り組み

- 生涯を通じて健康で生き生きと暮らすための機会を提供します。
- セクハラ防止について広報・啓発に取り組みます。

### 教育にかかわる人の取り組み

- 子どもの発達段階に応じた適切な健康教育、性教育を実施します。



## 市の取り組み

### 【基本方針】 (5) 性と健康の尊重

- |       |  |
|-------|--|
| 【施 策】 | 16. 性教育の充実<br>17. 性・ジェンダーを踏まえた健康づくりの支援<br>18. セクハラ対策の推進<br>19. 性の多様性を踏まえた行政事務の実施 |
|-------|--|

## 数値目標

項 目	期首値 (H20年度)	現 状 (H26年度)	目標値 (H31年度)
市の乳がん、子宮頸がんの検診受診率	乳がん 6.9%	乳がん 17.5%	乳がん 22.0%
	子宮頸がん 14.8%	子宮頸がん 24.6%	子宮頸がん 26.0%

# 4 男女がともに社会のあらゆる分野に参画できる環境づくり

## 【基本課題】

- ① 制度や慣行の見直し
- ② 地域社会での男女共同参画の推進
- ③ 政策や方針決定の場への女性の参画の促進
- ④ 女性のエンパワーメント※5
- ⑤ 国際社会の取り組みとの同調



## 《みんなの取り組み》

### 市民の取り組み

- 自主防災組織などの地域活動や、ボランティア活動に男女でともに参加します。
- 「女性だから」「若いから」など思わず、地域の自治会やPTAなどで積極的に発言し、役員にも挑戦します。
- 国際交流を通じて異文化に触れる機会をつくれます。



### 事業者の取り組み

- 復職に向けた教育や学習機会を提供します。
- 管理職、役員への女性登用を促進します。

### 各種の団体の取り組み

- イベントや事業に男女がともに参画できる仕組みについて検討します。
- 女性のエンパワーメントのための学習の機会を提供します。
- 国際的な交流や多文化共生に関する学習の機会を提供します。

### 教育にかかわる人の取り組み

- 国際交流や国際理解の機会を積極的につくります。

## 市の取り組み

### 【基本方針】

### (6) 男女共同参画の地域コミュニティづくり

### 【施策】

- 20. コミュニティ活動における男女共同参画の促進
- 21. 地域防災における男女共同参画の推進
- 22. 男女共同参画推進団体の育成
- 23. (仮称) 男女共同参画推進センターの開設

### (7) 女性の活躍推進

### 5年間のポジティブ・アクション※6

- 24. 女性の活躍推進に向けた気運の醸成
- 25. 女性の活躍における相談窓口の充実
- 26. 女性の就業・起業支援
- 27. 市民活動における女性の活躍推進
- 28. 政策・方針決定の場への女性の参画促進

## 数値目標

項目	期首値 (H20年度)	現状 (H26年度)	目標値 (H31年度)
しきたりや慣習について男女が平等であると感じる市民の割合	21.4%	22.7%	50.0%
市全体の審議会等における女性委員の割合	27.0%	35.1%	50.0%

### ※5【エンパワーメント】

本来の力を引き出すことをいい、女性のエンパワーメントとは、女性が政治・経済・社会・家庭などのあらゆる分野において、自分で意思決定し、行動できる能力をつけ、力を持つことをいう。

### ※6【ポジティブ・アクション(積極的改善措置)】

さまざまな分野において、活動に参画する機会に関して男女間の格差を改善するために、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供すること。

# 相談窓口一覧

草津市の相談窓口	
◆ 女性の総合相談窓口 (市役所 男女共同参画室)	077-565-1550
◆ 家庭児童相談室 (市役所 子ども家庭課)	077-561-2460
◆ ひとり親家庭相談 (市役所 子ども家庭課)	077-561-2364
◆ 市民相談室 (市役所 生活安心課)	077-561-2329
◆ 人権相談 (人権センター “ぴーぶる”)	077-563-1660
◆ 心配ごと相談 (社会福祉協議会)	077-566-1266
その他の相談窓口	
◆ 配偶者暴力相談支援センター	
① 中央子ども家庭相談センター	077-564-7867
② 滋賀県立男女共同参画センター	0748-37-8739
◆ DV相談ナビ (内閣府男女共同参画局)	0570-0-55210
◆ 女性の人権ホットライン (大津地方法務局)	0570-070-810
◆ 子どもの人権110番 (大津地方法務局)	0120-007-110
◆ 子どもに関する相談 (中央子ども家庭相談センター)	077-562-1121
◆ 児童相談所全国共通ダイヤル	189 (いちはやく)
◆ 性暴力被害者総合ケアワンストップ びわ湖 SATOKO (サトコ)	090-2599-3105
◆ 滋賀マザーズジョブステーション・ 草津駅前	077-598-1480

一人で悩まないで  
相談してください。



## 第3次草津市男女共同参画推進計画 〈後期計画〉

### 概要版

発行：草津市 総合政策部 男女共同参画室

発行年月：平成28(2016)年3月

〒525-8588 草津市草津三丁目13-30

TEL 077-565-1550 / FAX 077-561-2489

Eメールアドレス danjo@city.kusatsu.lg.jp